

## 米軍普天間基地所属CH53Eヘリコプターの窓落下事故に関する意見書

去る8月27日午後5時半ごろ、沖縄本島東海岸から約8キロの海上で米軍普天間飛行場所属のCH53E大型輸送ヘリコプターがプラスチック製の約1キロの窓を落下させる事故が発生した。日本政府に米側から通報があったのは事故発生翌28日夜で、沖縄防衛局から県に連絡が入ったのは29日の夕刻である。事故発生から2日という連絡の遅さと、ひとつ間違えば人命に関わる重大事故の度重なる発生に、県民には大きな怒りと不安が広がっている。

米軍機の事故等については、6月4日に浦添市立浦西中学校のテニスコートにゴム製の部品を落下させる事故を起こしたばかりであり、落下事故が繰り返される極めて異常な事態に市民からは怒りと不安の声が上がっている。本市議会は、米軍機の事故等に対しこれまで幾たびも事故の原因究明と再発防止、その間の飛行中止を強く要請してきたところであり、6月に発生した落下事故に関しても抗議決議と意見書を出したにもかかわらず、またしてもこのような事態が発生し、事故を起こした同型機の飛行を再開させたことは市民・県民の生命と生活を軽視するものであり、断じて容認できず、米軍の安全管理体制の無責任さに強い憤りを禁じ得ない。

よって、本市議会は、市民の生命、財産、安全を守る立場から、普天間基地所属CH53Eヘリコプターの窓落下事故に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

### 記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、速やかに公表すること
- 2 すべての米軍機の総点検と具体的な再発防止策を講じること
- 3 学校・保育園・病院・住宅など民間上空での米軍機の飛行・訓練を中止すること
- 4 事故発生時における緊急連絡体制の確実な運用をすること
- 5 普天間基地の一日も早い閉鎖・返還を実現すること
- 6 日米地位協定を抜本的に改定をすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月24日

沖縄県浦添市議会

宛先

内閣総理大臣 内閣官房長官 防衛大臣 外務大臣 沖縄及び北方対策担当大臣  
外務省特命全権大使（沖縄担当） 衆議院議長 参議院議長 沖縄防衛局長